

川崎市医療安全相談センター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市内の医療機関に対する患者等からの苦情及び相談等に迅速に対応し、併せて医療機関に対し患者の苦情等の情報を提供することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を推進することを目的として、川崎市医療安全相談センター（以下「医療安全相談センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 医療安全相談センターの位置は、健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当内とする。

(業務)

第3条 医療安全相談センターの業務は次のとおりとする。

- (1) 市内の医療機関に対する患者等からの苦情及び相談対応業務
- (2) 川崎市医療安全相談センター運営協議会開催関係業務
- (3) 関係団体等との連携調整業務
- (4) 医療安全に係る研修の実施

(相談職員)

第4条 医療安全相談センターの業務を行うため、会計年度任用職員2名を置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。